

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 10 件

厚生年金保険関係 10 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600835号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700077号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年7月1日から同年4月21日に訂正し、同年4月から同年6月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和63年4月21日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和63年4月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における平成2年7月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。同年7月の標準報酬月額については、13万4,000円から14万2,000円とする。

平成2年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年4月21日から同年7月1日まで
② 昭和63年7月1日から平成5年4月1日まで

請求期間①については、日本年金機構の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和63年7月1日になっているが、同年4月21日が正しいと思うので、記録を訂正してほしい。

また、請求期間②については、日本年金機構の記録で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額と一致していない月があるようなので、記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者から提出された源泉徴収票及び給与明細書により、請求者は請求期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和63年4月21日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が雇用保険の記録における被保険者資格取得年月日と同日の昭和63年7月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成2年7月1日から同年8月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、請求者がオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、かつ、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成2年7月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述1の厚生年金特例法に基づく認定方法に従い、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から13万4,000円を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年7月1日から同年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち、昭和63年7月1日から平成2年7月1日までの期間及び平成2

年8月1日から平成5年4月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600849号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700078号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を51万6,000円、同年12月10日を48万3,000円、平成25年7月5日を51万6,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を51万6,000円、請求期間③を48万3,000円、請求期間④を51万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600850号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700079号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を36万6,000円、同年12月10日を33万3,000円、平成25年7月5日を33万8,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を36万6,000円、請求期間③を33万3,000円、請求期間④を33万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600851号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700080号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を28万1,000円、同年12月10日を28万1,000円、平成25年7月5日を28万1,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を28万1,000円、請求期間③を28万1,000円、請求期間④を28万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600852号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700081号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を29万6,000円、同年12月10日を27万7,000円、平成25年7月5日を28万,1000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を29万6,000円、請求期間③を27万7,000円、請求期間④を28万,1000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600853 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1700082 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額の記録を、平成 24 年 4 月 2 日を 4 万 8,000 円、同年 12 月 7 日を 34 万 7,000 円、同年 12 月 10 日を 34 万 7,000 円、平成 25 年 7 月 5 日を 37 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 4 月 2 日、同年 12 月 7 日、同年 12 月 10 日及び平成 25 年 7 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 4 月 2 日、同年 12 月 7 日、同年 12 月 10 日及び平成 25 年 7 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 4 月 2 日
② 平成 24 年 12 月 7 日
③ 平成 24 年 12 月 10 日
④ 平成 25 年 7 月 5 日

A 社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を34万7,000円、請求期間③を34万7,000円、請求期間④を37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600854号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700083号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を32万8,000円、同年12月10日を31万円、平成25年7月5日を32万8,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を32万8,000円、請求期間③を31万円、請求期間④を32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600855号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700084号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を38万5,000円、同年12月10日を37万5,000円、平成25年7月5日を37万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を38万5,000円、請求期間③を37万5,000円、請求期間④を37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600856号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700085号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を23万5,000円、同年12月10日を23万5,000円、平成25年7月5日を23万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を23万5,000円、請求期間③を23万5,000円、請求期間④を23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600857号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700086号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成24年4月2日を4万8,000円、同年12月7日を23万5,000円、同年12月10日を18万8,000円、平成25年7月5日を18万8,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日
② 平成24年12月7日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①を4万8,000円、請求期間②を23万5,000円、請求期間③を18万8,000円、請求期間④を18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。